

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年9月26日

埼玉県営の5浄水場において災害時の断水を想定した 応急給水訓練を実施します

今年1月に発生した能登半島地震では水道施設に大きな被害が発生し、長期間に渡って断水が生じました。その際、地域住民への給水には、避難所等における応急給水により生活用水を確保しました。

そこで、企業局では災害時における断水を想定して応急給水の対応強化を目的に、応急給水訓練を実施します。訓練の実施に当たっては、応急給水に関する協定を締結した埼玉県管工事業協同組合連合会とともに、県内水道事業者の職員とも連携して実施します。

※応急給水に関する協定

…災害発生時に市町等から応急給水の要請があった場合、埼玉県管工事業協同組合連合会に対して県営水道の送水管を活用した応急給水作業に係る支援について定めた協定。

● 訓練の概要

1 日時 令和6年9月27日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所 大久保浄水場（さいたま市桜区宿 618）
庄和浄水場（春日部市新宿新田 100）
行田浄水場（行田市小針 1632）
新三郷浄水場（三郷市南蓮沼 1）
吉見浄水場（吉見町大和田 198）

3 訓練参加者

県内水道事業者職員（28市、14町、3水道企業団）

埼玉県管工事業協同組合連合会会員（35社）

合計 144 人参加予定

※その他、企業局職員も参加

4 訓練スケジュール及び内容

- 14 時～ 応急給水装置の説明
断水発生から応急給水活動までの流れの確認
- 14 時 40 分頃 浄水場職員による応急給水装置設置の実演
水道事業体職員、埼玉管連会員による応急給水装置設置訓練
給水車による応急給水の実演
- 16 時頃 訓練終了

【応急給水の手順】

1. 水道事業体から企業局へ応急給水の協力要請
2. 要請箇所の送水管の状況を確認し、企業局から埼玉管連へ応急給水の協力を依頼
3. 埼玉管連が応急給水装置を設置し、水道事業体による応急給水活動

【過去の訓練の様子】



(浄水場職員による実演)



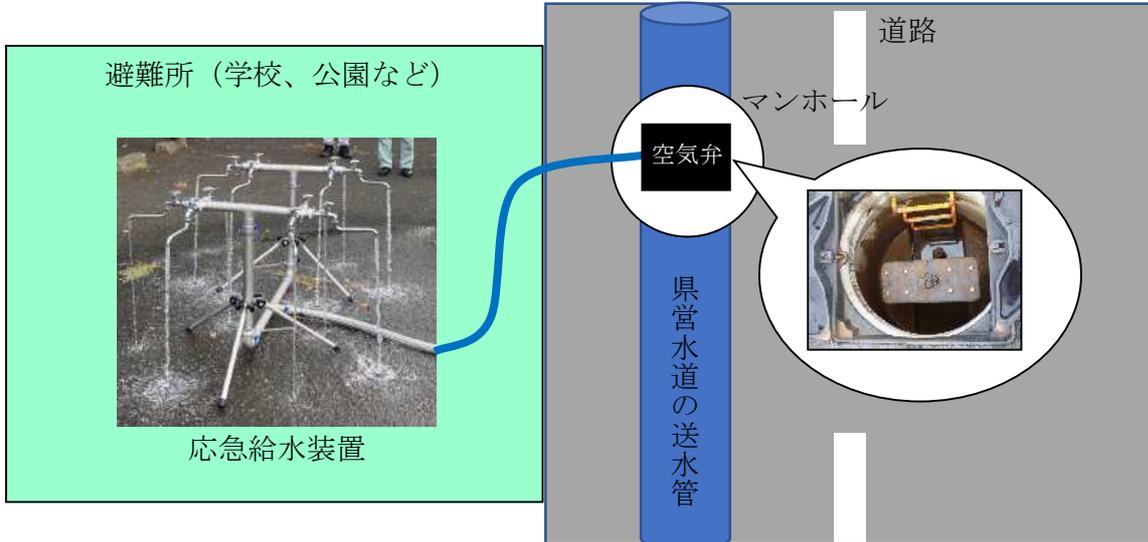
(参加者による設置訓練)



(給水車)

【参考：県営水道の送水管を活用した応急給水について】

○送水管を活用した応急給水拠点のイメージ



※上図イメージの応急給水拠点を県内 233 か所に整備

(応急給水拠点として、避難所等に近接する県水送水管の空気弁を指定)

※応急給水装置は企業局が各水道事業体に貸与し、各水道事業体がそれぞれ管理

送水管路上の応急給水拠点

